

## 第7章 手続きの経過の概要及び問い合わせ先

### 1. 手続きの経過の概要

本事業に係る環境影響評価の手続きは、札幌市環境影響評価条例第6条の2及び第6条の3に基づき実施する。

本事業においては、「配慮書の案」は実施していないため、本配慮書をもって手続きの開始とする。

### 2. 記載内容についての問い合わせ先

#### (1) 事業者の問い合わせ先

窓 口：札幌市 下水道河川局 事業推進部 下水道計画課

住 所：札幌市豊平区豊平6条3丁目2-1

電 話：011-818-3441

#### (2) 環境影響評価を委託した者の氏名及び住所

窓 口：株式会社 開発工営社

住 所：札幌市中央区北4条西5丁目1番地 アスティ 45ビル 13階

電 話：011-207-3666